

大牟田市外国語指導助手（ALT）派遣業務委託者募集要領

1 趣旨

この要領は、小・中・特別支援学校の英語活動、外国語活動及び外国語科の指導助手（ALT）派遣業務（以下「ALT派遣」という。）を委託するものとし、その派遣業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

大牟田市外国語指導助手（ALT）派遣業務

3 業務内容

大牟田市立小・中・特別支援学校における英語活動、外国語活動及び外国語科の指導助手業務

4 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。（3年間）

5 業務委託者の選定方法

選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

6 プロポーザル提案上限額

受託者に対する業務委託の条件は、令和9年度～令和11年度の3年間で
47,520,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加資格要件

以下の条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国税、地方税の未納がないこと。
- (3) 大牟田市から指名の停止を受けていないこと。
- (4) 別紙「大牟田市外国語指導助手派遣業務仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (5) 他自治体において外国語指導助手（ALT）派遣業務の受託実績を有していること。
- (6) 福岡県内に本社、支社、営業所又は事業所を持っており、履行場所に90分以内に到着可能な体制であること。
- (7) 暴力団排除につき、次の事項に該当しないこと。
 - ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等
 - ②暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

- ④契約の相手方が暴力団員である事を知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
- ⑤暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済的の利益又は便宜を供与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

8 質問及び回答

質問については、所定の様式の質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書（様式第2号）の提出

- ① 提出期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）まで
- ② 提出場所 大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田市教育委員会学校教育課指導室
- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールで提出すること
ただし、持参の場合は土日祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までとする。
また、郵送又は電子メールの場合は、提出期限までに必着とする。
メールアドレス：t-shimoji@st.city.omuta.fukuoka.jp

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和8年10月23日（金）に大牟田市ホームページにて掲載する。
なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

9 参加申込の提出

(1) 提出書類

- ①別紙「参加申込書」（様式第1号）
- ②納税証明書
- ③役員名簿及び照会承諾書（様式第5号）

(2) 提出期間 令和8年10月30日（金）から令和8年11月6日（金）まで

(3) 提出場所 大牟田市教育委員会学校教育課指導室

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法

- ①持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）とする。
- ②持参の場合は、土日祝日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
- ③郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、市の責任を負わない。
- ④本募集における参加申込書の提出等にかかる費用は、参加者の負担とする。

10 提案書の提出及び提案事項

(1) 提出書類

提案書提出については、次のとおりとする。

提出書類	提案事項	様式
提案書（表紙）		様式第 3 号
1 会社（業務）概要	① 商号又は名称、代表者名、設立年月日、法人の沿革、資本金、従業員数、本店所在地、営業所数、大牟田を担当する支店・営業所及び所在地	様式第 4 号
2 派遣業務方針・実績・研修等	① A L T 派遣業務の方針・業績 ② A L T の採用基準・方法・人数等 ③ A L T の研修 ④ A L T の服務等の管理体制 ⑤ 危機管理体制	様式第 4 号
3 派遣業務見積書	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日（3 年間） ※消費税及び地方消費税を含む	任意様式 ※小、中・特別支援学校それぞれで見積書を提出
4 その他	その他、特にアピールできる点	様式第 4 号

(2) 記入要領及び留意事項

- ① 提出書類は、A 4 版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合には A 4 版・横型・横書きでもかまわない。
- ② 提案書に記載する文字は日本語、文字の大きさは 1 0 . 5 ～ 1 2 ポイントとし、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するためにイラスト、イメージ図を使用してもよい。
- ④ 添付する資料は A 4 に統一すること。
- ⑤ その他 パンフレット等参考資料（無ければ添付する必要はありません。）

(3) 提出部数 各 1 3 部（正本 1 部 副本 1 2 部）

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）とする。
- ② 持参の場合は、土日祝日を除く各日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までを受付時間とする。
- ③ 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、市の責任を負わない。
- ④ 本募集における参加申込書の提出等にかかる費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出先及び問合せ先

〒 8 3 6 - 8 6 6 6 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地
大牟田市教育委員会学校教育課指導室 本庁舎 4 階
TEL 0 9 4 4 - 4 1 - 2 8 6 1
FAX 0 9 4 4 - 4 1 - 2 8 6 2

(6) 提出期間 令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）から令和 8 年 1 1 月 6 日（金）まで

(7) その他

- ①提出書類について、提出期限後の追加及び変更は認めない。
- ②提出書類「3派遣業務見積書」において、プロポーザル提案上限額を超えている書類は無効となる。
- ③提出書類等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ④提出された書類は、返却しない。
- ⑤提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）に基づき、原則として全部公開する。ただし、同条例第7条により、個人に関する情報や、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開となるため、公開決定等に当たって意見書を提出する機会を与えることがある。なお、意見の申し出があった該当箇所を含む公文書の公開・非公開については、市が決定する。

1.1 選定方法

(1) 審査

派遣業者の選定は、評価基準に基づき、「大牟田市外国語指導助手（ALT）派遣業務委託審査委員会」が行う。

(2) 評価事項

提出された提案書の評価観点は次のとおりとする。

評価事項		点数
①会社概要	(1) 企業コンセプト、業務内容、創業年月日、資本金、従業員数 (2) ALT担当部門の体制（組織、人員、業務内容、役割分担等）	10
②ALT派遣業務の方針・業績	(1) 適正業務委託に関する貴社の方針及び制約内でのALTの活用方法について (2) 公立学校に勤務するALTに必要な資質・能力についての貴社の方針 (3) 過去3年間の公立小・中学校への派遣業務実績 (4) 学力アップに繋がるALTの効果的な活用提案	20
③ALT採用基準・方法・人数等	(1) 採用基準、採用方法 (2) ALTを採用する組織体制（組織、人員、業務内容、役割分担等） (3) 現在、雇用しているALTの人数 (4) 配置可能なALTの条件 （年齢、出身国、最終学歴、TEFL等の資格、ALTの経験年数、勤務市町村等） (5) 大牟田市へのALTについて新規採用する場合の採用スケジュール	25
④ALTの研修	(1) 研修組織（人員、業務内容、役割分担） (2) 研修担当スタッフの教育体制・研修内容（小学校から中学校への接続についての考え、日本の英語教育及び制度についての専門性等）	20

	(3) 採用直後の研修期間、内容等 (4) 研修計画（スケジュール、内容等）	
⑤ A L T の服 務等管理体制	(1) 服務状況の把握方法 (2) 労務管理に関する組織体制（組織、組織の所在地、人員、業務内容、役割分担等） (3) 各種保険等への加入状況 (4) レントゲンを含む健康診断の実施状況 (5) A L T との連絡・相談体制（組織、組織の所在地、人員、業務内容、役割分担等） (6) A L T の勤務評価及び評価後の指導体制と内容 (7) 学校からの要望・苦情等の把握方法及び対応方法 (8) A L T の欠勤・遅刻等の対応方法 (9) 大牟田市教育委員会学校教育課指導室との連携・連絡体制 (10) A L T 担当スタッフの英語力	5 0
⑥ 危機管理体制	(1) A L T のトラブル等への対応（組織、組織所在地、人員、業務内容、役割分担等） (2) 損害・傷害保険等への加入状況 (3) 欠員が生じた場合の対応 (4) 緊急災害時の対応	2 0
⑦ 見積金額	(1) 適正な価格による見積額の算定	5
⑧ 地域加算	(1) 本市内に主たる事務所又は事業所を有する	1 0

(3) 書類審査

提出のあった書類について、各提案項目を評価する。

(4) 提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者は、下記の日時に口頭でのプレゼンテーション（各業者 1 5 分以内）を行うことができる。また、その後ヒアリング（1 5 分程度）を行う。

日時：令和 8 年 1 2 月 2 1 日（月） 9 時 0 0 分から

場所：大牟田市教育研究所（生涯学習支援センター 3 階）

（提案業者毎に、時間と場所は、後日連絡する。）

(5) 派遣業者の選定

- ・選定については、委員の採点の合計点数のうち最高点と最低点数を除いて平均点を算出し、審査項目の合計の平均点が満点の 6 割以下の者は交渉権者とはなれない。
- ・地域加算として、本市に主たる事務所または事業所を有する者に加点する。
- ・最高点が複数となる場合は、審査番号②③④の合計点数が高い者から順位付けを行う。
- ・応募事業者が 1 事業者の場合でも審査を行い、審査委員会により適切な事業者と判断した場合は審査を行う。
- ・本市は、審査委員会の審査結果を踏まえて協議し、最終的にプロポーザル参加資格検討委

員会の代表委員が優先交渉権者を選定し、決済等の手続きを経て、派遣業務委託者として決定する。決定した派遣業務委託者が辞退その他の理由で契約を締結しない場合は、次点者と契約するものとする。ただし、選定委員会が適切でないと判断した場合はこの限りでない。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和9年1月12日（火）までに提案者全員に文書で通知するとともに、大牟田市のホームページに掲載する。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 暴力団排除事項を確認するための警察への事前照会において、該当した場合については、審査の途中であっても失格とする。

1 3 全体日程

内 容	期 日 ・ 期 間
募集要領等の公表	令和8年10月 5日（月）
募集要領等に関する質問書の受付	令和8年10月 5日（月）から 令和8年10月16日（金）まで
募集要領等に関する質問の回答	令和8年10月23日（金）
参加申込及び提案書等の受付	令和8年10月30日（金）から 令和8年11月 6日（金）まで
参加資格審査結果通知日	令和8年11月20日（金）
審査委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年12月21日（月）
審査結果の通知	令和9年 1月12日（火）

1 4 添付資料

- 様式第1号～第5号
- 大牟田市小・中・特別支援学校外国語指導助手派遣業務仕様書

1 5 その他

- (1) 参加申し込み書の提出期限日（令和8年11月6日）から審査委員会において選考が終了するまでの間に、審査委員又は事務局に対する営業活動は禁止する。

- (2) 本プロポーザルは、業務等に係る予算が成立する前に実施するものであり、予算の修正等が行われたときは、無効となる場合がある。その場合、いかなる申し立ても受け付けないものとする。